

NATO パートナーシップにおける 対中東アウトリーチ 協働的安全保障への道？

小林 正 英
(尚美学園大学)

はじめに

2004年、イスタンブールで開催された北大西洋条約機構(NATO)首脳会議にて、NATOは中東諸国とのパートナーシップとしてイスタンブール協力イニシアチブ(ICI: Istanbul Cooperation Initiative)を創設した⁽¹⁾。欧州・大西洋地域の軍事同盟であるNATOが中東諸国との関係構築に乗り出したものであり、非常に画期的なものであったと言える。ICIに参加しているのは湾岸協力会議(GCC: Gulf Cooperation Council)の一部諸国にとどまり、イラン、イラクそれにサウジアラビアといった中東地域における諸紛争、あるいは中東を発信源とするテロの問題に大きく関わる国々は枠外にあるため、静かな滑り出しでもあるが、いずれにせよ旧東側諸国と対峙することを存在意義としていた軍事同盟の変容には刮目すべきものがある。

しかしながら、ICIについて否定的に評価する論調は多い。最も分かりやすいのは、成功例としての1990年代の平和のためのパートナーシップ(PFP: Partnership for Peace)の延長上にICIを捉え、ICI諸国にはNATO拡大の機会が与えられておらず、また民主化の可能性も未知数であることから、「ワルシャワ条約機構諸国に対して成功を収めたPFPとの比較は、良くて誤解である(The comparison with the successful Partnership for Peace in the Warsaw pact states is misleading at best)」とする論調である⁽²⁾。このような論調に対して本稿が提示するのは、PFPを中・東欧諸国に対して最終的にNATO加盟にまで至らせた機能と完全に同一視してよいのか、そしてそのような同一視を前提としてICIを否定的に評価してよ

いのかという視点である。本稿は、NATOの対中東関与について、NATOおよびNATOのパートナーシップ全体像の変容を俯瞰しながら、その意義を考察するものである⁽³⁾。

I NATO とそのパートナーシップの変容

1 冷戦後NATOの変容

NATOが、当初冷戦期において集団防衛のための軍事同盟として創設されたことは論を待たないが、冷戦後、地域的な安全保障主体化を経て、特に2001年の9.11アメリカ同時多発テロ発生後、グローバルな安全保障主体へと変貌を遂げつつある⁽⁴⁾。

NATOは、その設立条約である北大西洋条約5条にいわゆる集団防衛条項を持ち、さらに同条約6条にて5条が適用される地理的範囲を基本的に加盟国領土と定めている⁽⁵⁾。冷戦期のNATOはこの規定に忠実で、また実際に欧州・大西洋地域で冷戦が「熱戦」に転化することはなかったことから、NATOは「行動なくして議論のみ(No Action, Talks Only)」の略であると揶揄されることすらあった。

しかしながら、冷戦が終焉すると、その後の地域紛争や民族紛争が勃発する不安定な地域情勢の中で、NATOは地域的安全保障主体としての性格を獲得していった⁽⁶⁾。最大の転機となったのは一連の旧ユーゴ紛争、なかでも1992年から顕在化したボスニア紛争と1999年にNATOが当初から直接軍事介入したコソボ紛争であった。このようなNATOの変容が明確に読み取れるのは、1991年に策定されたローマ新戦略概念⁽⁷⁾と1999年に策定されたワシントン戦略概念⁽⁸⁾における危機管理任務の位置づけの比較においてである。ローマ新戦略概念では、第42項において、加盟国の安全を脅かす軍事的脅威につながりうる危機の際には、NATOの軍事力は危機管理と紛争の平和的解決に貢献するとされているのに対し、ワシントン戦略概念では、第49項にて、NATO軍事力の貢献対象として、集団防衛任務と並列的に「欧州・大西洋の安全に影響を及ぼすような危機」を掲げており、ここに至ってNATOが地域的集団安全保障機構となったことが読みとれる。

旧ユーゴ紛争以後のNATOの変容の契機となったのは、2001年の9.11アメリカ同時多発テロであり、それによってNATOはグローバルな安全保障主体へと変貌を遂げつつある。1999年のワシントン戦略概念策定以後、NATOは戦略概念を

改訂していない。2009年4月のストラスブル・ケールNATO 60周年記念首脳会議にて、戦略概念改訂作業が公式に開始されており、本稿執筆時点ではその作業の推移を見守るしかないが、現時点で次なる戦略概念に最も近い存在は、2006年のリガNATO首脳会議で発出された包括的政治指針(CPG: Comprehensive Political Guidance)⁹⁾であろう。CPGでは、テロ等の脅威を念頭に置きつつ、第7項にて、対応すべき脅威について、「それがどこからもたらされるものであろうとも (wherever they may come)」としている。これは、既に2002年のプラハNATO首脳会議での首脳宣言¹⁰⁾で用いられていた表現であり、NATOが「どこでも同盟」へと変貌したことを物語る明快な表現である。ただし、これはNATOが全世界のあらゆる紛争に対応するという意味合いではなく、「どこでも」にかかる脅威については、明確に、北大西洋条約における5条的なものが想定されている¹¹⁾。その意味で、テロ後のNATOは、冷戦直後のNATOが、域内における5条任務の延長として域外での5条的任務を担うようになったのち、加盟国の安全には必ずしも直接的にリンクしない危機に対応すべく地域的安全保障機構化したのとは別系統で、さらなる域外、すなわち「域外・外 (Out-of-Out-of-Area)」における5条任務を担う「どこでも同盟」化したとらえるのが論理的であろう。換言すれば、地域的安全保障機構化は「なんでも」ではあるが「どこでも」ではなく、グローバル化したNATOは「どこでも」ではあるが「なんでも」ではないのである¹²⁾。

しかし、現実はいずれもより複雑である。同時多発テロに直接的にリンクされるアフガニスタンの国際治安支援部隊 (ISAF) や地中海での警戒活動を除き、パキスタン地震救援活動を筆頭に、ダルフル問題でのアフリカ連合 (AU: African Union) の活動 (AMIS: African Union Mission in Sudan) の支援、イラクにおけるNATO訓練ミッション、それにソマリア沖海域における海賊対策任務など、実際のNATOの活動はグローバルに、かつ必ずしも5条的な脅威と直接的にリンクできないものを含むようになっている。この「言行不一致」を埋めるカギが、パートナーシップである。いみじくも、デ・ホープスヘッフェルNATO事務総長は、「NATOが『グローバルな同盟』や『世界の警察官』になるのではなく、『グローバルなパートナーを伴った同盟 (an alliance with global partners)』になるのだと説明している」とされる¹³⁾。

2 NATOパートナーシップの変容: 2001年まで

冷戦後、NATOは重層的なパートナーシップを構築している。これは、当初はNATO東方拡大の一環、そして、広義の欧州・大西洋地域における安全保障共同体構築につながるという色彩が強かったものであるが、9.11アメリカ同時多発テロ以降は、次第にグローバル・アクターとしてのNATOの活動を支えるもの、また、欧州・大西洋地域域外に安全を投影する「乗り物」という色彩も持つようになってきていると考えられる。

冷戦終焉直後のNATOのパートナーシップは、1991年12月のブリュッセルNATO外相理にて、旧ワルシャワ条約諸国との対話のフォーラムとして北大西洋協力理事会 (NACC: North Atlantic Cooperation Council) を構築したことから始まる。これは、1990年のロンドンNATO首脳会議で発出されたロンドン宣言¹⁴⁾で提案され、1991年11月のローマNATO首脳会議で決定されたものである¹⁵⁾。ロンドン宣言は特に北大西洋条約第2条に言及しているが、同条項は平和的・友好的国際関係の発展と加盟国間の経済協力について規定するものであった。また、NACCは防衛計画策定、軍民関係における民主的概念、軍民の航空管制に関する協力および軍需の民需転換などを協力項目として掲げ、旧東側諸国の体制転換を側面的に支援するものでもあった¹⁶⁾。NACCは定期的な閣僚会合および様々な下部会合を有していたが、基本的には「トーク・ショップ」であり、NATO自体の拡大論議が活発化するにつれて活動は減少していった。

1993年頃から中東欧諸国のNATO加盟希望が熱を帯びはじめると、アメリカ国内での議論を経て、NATO拡大が政治日程に上りはじめた。1993年春のホロコースト博物館 (ワシントンD.C.) 開館セレモニーにおけるクリントン米大統領とチェコのハベル大統領、それにポーランドのワレサ大統領の会談、同年夏のロシアのエリツィン大統領の中・東欧諸国のNATO加盟を黙認するととれる発言などを経て、NATO拡大は次第に現実味を帯びつつあった。しかし、1994年初頭の段階では、まだ具体的な政治日程に上るまでは至らず、むしろNATO拡大の可能性をテコに中・東欧諸国の変革や能力構築を促すという状況にあった。この文脈で、1994年1月のブリュッセルNATO首脳会議に前後して2つの出来事が発生する。すなわち、クリントン米大統領の「(...) もはや問題は、NATOは新規加盟国を迎えるべきかどうかではなく、いつ、どのようにであるかである ([...] now the question is no longer whether NATO will take on new members but when

and how.)」という発言⁽¹⁷⁾であり、「平和のためのパートナーシップ (PFP: Partnership for Peace)」創設である。

PFPは、当初、「平和維持のためのパートナーシップ (Partnership for Peacekeeping)」と呼ばれるはずであった⁽¹⁸⁾ことから明らかなように、特に平和協力活動 (PKO) 任務を NATO と共同で実施できる能力を構築することを目標にしたものであった。そしてそのような能力構築の実際的な支援のしくみが、NATO 側が示した協力メニューのなかから参加国が「自己差別化 (self-differentiation)」によって参加プログラムを決定する個別協力プログラム (IPP: Individual Partnership Programme) であり、PFP を設立した「枠組文書 (PFP Framework Document)」第7項に規定されていた計画・再検討過程 (PARP: Planning and Review Process) であった。これは北大西洋条約第3条に定められている NATO 自体の能力構築プログラムに類似したしくみで、パートナー諸国の能力構築を2年サイクルで支援するものであった。また、「枠組文書」の末尾の第8項には、北大西洋条約第4条に類似した安全保障協定を定めており、北大西洋条約第5条の集団防衛に至らない緩やかなコミットメントを提供する機能も有していた。これは、最も緩やかな安全の保証 (guarantee) である。そして、冷戦後の、北大西洋条約第5条で想定されている集団防衛機能発動の可能性が遠のいたと考えられていた状況において、最も実用的な安全保障機能でもあった。いみじくも、ジュールワン NATO 欧州連合軍最高司令官 (SACEUR: Supreme Allied Commander Europe) は「1994年以後の NATO は4条機関となっている」と述べている⁽¹⁹⁾。

PFPは、明示的に中・東欧諸国の NATO 加盟につながるものではなかった。このことは、NATO 拡大を警戒していたロシアが、PFP に好意的反応を示したことから明らかである⁽²⁰⁾。しかし、PFP によって構築されるのは NATO との相互運用性に他ならず、それは間接的、そして中・長期的な NATO 加盟準備でもあった。「パートナーシップは NATO 加盟のための待合室ではないが、その機会を否定するものでもない⁽²¹⁾」のだった。すなわち、PFP は、長期的には究極的な NATO 加盟、そして短期的には北大西洋条約第4条的なコミットメントの提示という二段構えの「磁力」により、パートナー諸国の NATO との (主に PKO における) 共同行動能力の構築を促すという性格を有していたのである。PARP を含む PFP の構築は、NATO のパートナーシップ政策に協働性という新たな性格をもたらした

たのである。

1994年末の「NATO 拡大研究 (Study on NATO Enlargement)」⁽²²⁾ 発出以後、NATO 拡大は具体的な政治日程に組み込まれていくことになる。この過程で、1997年7月のマドリッド NATO 首脳会議にて、冷戦後 NATO の第一次拡大決定と同時に創設されたのが欧州・大西洋パートナーシップ理事会 (EAPC: Euro-Atlantic Partnership Council) である。EAPC は NACC を発展させたものであるが、参加国を旧ワルシャワ条約機構加盟国から OSCE 参加国に拡大した点で、NATO の地域的安全保障機構化と軌を一にした質的な発展であることが読み取れる。また、拡大の文脈では、「マドリッド首脳会議で NATO 加盟に招請されなかったパートナーに、NATO 諸国との緊密化を図ることによって心理的保証 (reassurance) を与えるもの」とされた⁽²³⁾。同時に、NATO 加盟希望諸国との間で個別集中対話 (ID: Intensified Dialogue) が開始されることとなった⁽²⁴⁾。

1999年のワシントン NATO 50周年首脳会議では、EAPC/PFP の地域的安全保障としての側面と NATO 加盟準備としての側面の両面における強化が見られた。この際、NATO 加盟準備のための仕組みとして創設されたのが加盟行動計画 (MAP: Membership Action Plan) である。MAP の最大の特徴は、なによりも NATO 加盟準備のためのしくみであることを明示的に打ち出した点にあるが、実際面では、上述の観点からテラーメイド的な協力の仕組みを創設した点にある。従来の PFP におけるパートナー国支援が、NATO 側が用意した協力のメニューの中からパートナー諸国が選択的に参加するという、いわばアラカルト方式もしくは自己差別化型であったのに対し、MAP では、北大西洋条約へのコミットメント、より具体的には「NATO 拡大研究」で示された要件や NATO アキ??? (aquis: 改訂を重ねた戦略概念等のこれまでの NATO の蓄積) を履行できるように加盟希望諸国自身が能力構築や国内改革等のプログラムを策定し、NATO 側がフィードバックや助言を与えるという方式であった。同時に、ワシントン首脳会議では、地域的安全保障枠組としての EAPC/PFP 強化の観点から、「政軍枠組み (PMF: Politico-Military Framework)」や「作戦能力概念 (OCC: Operational Capability Concept)」といった仕組みが導入された⁽²⁵⁾。これらは、NATO とパートナー諸国が共同で作戦を実施するに際し、パートナー諸国の意思決定過程へのアクセスや、平時における実際的な能力整備を支援するものである。

3 NATOパートナーシップの変容：2001年以後

2001年の9.11同時多発テロ発生後、2002年のブラハNATO首脳会議では、個別パートナーシップ行動計画（IPAP: Individual Partnership Action Plan）および対テロパートナーシップ行動計画（PAP-T: Partnership Action Plan against Terrorism）が打ち出された⁽²⁶⁾。これらは、対象国としてコーカサスと中央アジア諸国が特に言及されていたことから、明らかにこれまでのNATO加盟招請を視野に入れていたNATOのパートナーシップ構造の変質を予感させるものであった。その後、この変質の予感は、NATOが2004年にICIを、そして2006年のリガNATO首脳会議では日韓豪およびニュージーランドなどの「コンタクト諸国」との関係強化を打ち出した⁽²⁷⁾ことにより、確固たるものとなりつつある。

このようなNATOパートナーシップの変質は、2001年の9.11同時多発テロ発生と、NATO拡大が次第に飽和しつつあることによってもたらされていると考えられる。NATOは、2009年までに中・東欧12カ国を新規加盟国に迎え、28カ国からなる軍事同盟に成長した。現時点で新規加盟招請に向けた道を歩んでいるのは、MAPに参加している唯一の国であるマケドニアと、NATOとの間でIDを実施しているウクライナ、グルジア、ボスニアおよびモンテネグロであるが、「飛び地」になっているセルビア（と独立問題が解決した場合にはコソボ）もいずれ加盟を果たすものと考えられている。従って、残されているEAPC加盟国は、上記以外の中央アジア・コーカサス諸国と欧州の中立諸国である。

このように整理すると、2002年のブラハNATO首脳会議で創設されたIPAPが、コーカサスおよび中央アジア諸国を対象としていることの意味が見えてくる。同首脳会議宣言では、第8項にて、「戦略的に重要なコーカサスおよび中央アジア諸国」に言及しつつ、IPAPの創設を謳っている。IPAPは、対象国ごとに個別に策定される、従来PEP枠内のIPPやPARPで実施されていたものよりも幅広い協力プログラムであり、基本的には、政治・安全保障問題、防衛・安全保障および軍事問題、広報、科学・環境問題、行政・防護および資源問題等の分野をカバーするとされている。2009年8月現在、IPAPに参加しているのは、NATO加盟に向かっているID参加国を除けば、コーカサスのアゼルバイジャンとアルメニア両国とモルドバ、それにカザフスタンである。

このうち、カザフスタンはOSCE議長国選出を目指す中での西側への接近の一環という色彩が濃く⁽²⁸⁾、モルドバは「中立」ゆえにNATO加盟という選択肢を封

じた上での西側接近がIPAP参加の動機であると考えられる⁽²⁹⁾。グルジアを除くコーカサス両国について、そのIPAP参加の動機を見ると、まずアゼルバイジャンについては、最終的には「パートナー諸国のための安全の保証（security guarantees for Partners）」があげられており⁽³⁰⁾、将来的なNATO加盟に関しても時折議論がある。他方、アルメニアに関しては事情がやや複雑である。同国は、国内に大規模なロシアの軍事基地を抱え、さらにロシア主導の集団安全保障機構（CSTO: Collective Security Treaty Organization）加盟国であることもあって、現時点でNATO加盟が議論になることはない。NATO加盟国であるトルコとの間のアルメニア人虐殺問題、そして親NATO政策を展開するアゼルバイジャンとの間のナゴルノ・カラバフ問題は、アルメニアの対NATO関係構築の障害となっている。しかしながら、2003年の対イラク武力行使の際に、トルコが必ずしも全面的な協力を打ち出せなかった「機会の窓」を捉え、「アルメニアでのカラー革命の脅威やコーカサスでのロシアの無力（lack of effectiveness）」⁽³¹⁾や「近年のロシアとトルコの接近がアルメニアのモスクワへの信頼を失わせた」⁽³²⁾ことなどによって、親トルコ一辺倒政策を転換してロシアやイランとの関係改善を図ったアゼルバイジャンのアリエフ大統領の例に倣い⁽³³⁾、「全方位外交（multi-vector foreign policy）」⁽³⁴⁾を打ち出したとされている。同国政府は、IPAP参加が必ずしもNATO加盟の議論につながらないことを確認した上で、米露のゼロ・サム・ゲームを回避できる枠組みとして、対NATO関係の構築を図っているとされる⁽³⁵⁾。アルメニアの対NATO関係は、NATOパートナーシップの非排他的な性格を最も典型的に活用したものであり、非常に興味深い。ただし、上記の文脈による対NATO接近は、やはりNATOおよびNATO各国による何らかの安全の保証を視野に入れたものであり、従って、IPAPは、その実態として、結局「西側」の「磁力」によってその活動が支えられていると言わざるをえない。

PAPは具体的な行動目標を掲げたテーラーメイド型の協力プログラムの総称であり、設定される目標ごとに様々なPAPが構築されうるが、2004年のイスタンブールNATO首脳会議で構築されたPAPがPAP-DIB（Defence Institution Building）である⁽³⁶⁾。これは、その名称からは治安部門改革（SSR: Security Sector Reform）支援のように聞こえるが、「この名称もまた誤解を招きがちである。NATOが防衛関係の機関のみ対象としているようであるが、実際には議会や司法機関、それに市民社会を対象としたものである」⁽³⁷⁾。すなわち、PAP-DIBは体制

転換・定着支援である。また、PAP-DIBはすべてのEAPC参加国に開放されているが、IPAP同様にコーカサスと中央アジア、それにモルドヴァを特に視野に入れたものであるとされているとともに、その実施形態としてIPAPとPARPを活用するとされていることから、PAP-DIBはIPAPの補足物と見なしうるだろう。

PAP-T⁽³⁸⁾は、2002年にプラハでIPAPとともにうちだされた対テロPAPであるが、EAPC/PFPの協働的側面を強化するものであり、IPAPやMAPとは趣を異にしている。従来、NATOパートナーシップ枠内でパートナー諸国の能力を構築するプログラムとしてはMAPやPARPがあったが、これらはMAPがNATO加盟を視野に入れている、換言すれば5条任務の共同遂行能力を目標にし、PARPが具体的なNATO加盟準備の前段階として、暗黙に非5条任務一般の共同遂行能力を視野に入れていたのに対し、PAP-TはNATO加盟問題とはまったく別個に対テロ作戦の行動能力の構築を打ち出したものである。また、従来のEAPC/PFPでもPARPはテーラーメイド型の協力ではあったが、参加国が結果的にNATO加盟という「磁力」が及ぶ範囲に限定されていたのに対し、PAP-Tは全EAPC/PFP参加国を対象とするものである。テーラーメイド型を実践する方式としては、NATO装備局長会議（CNAD: Conference of National Armaments Directors）の関与や、メンター・システムの導入⁽³⁹⁾があげられる。また、PAP-T参加の「磁力」としては、テロの脅威とともに、PFP信託基金（PFP Trust Funds）の設立による資金援助がある。

PAP-Tに関する研究は未だ少なく、その検討の蓄積は十分ではないが、本稿におけるNATOパートナーシップの「太陽系」の中にこれを位置づけると、NATO加盟という「磁力」の及ばない、辺縁とも言える中央アジア諸国についてPAP-Tの果たす役割を検討することが必要になる。PAP-Tには、インテリジェンスの共有、対テロ能力および国境管理能力増強のための訓練や演習などが含まれるとされているが、PFPなどのように枠組みとして確立されたものではないため、実際にどの国が参加しているのかは定かでない。NATO関係者が執筆した論文およびNATOの広報資料によれば、「中央アジアのいくつかの国（“Some of the Central Asian Partners”）」がPAP-Tを通じてテロとの戦いに貢献しているとされているが⁽⁴⁰⁾、他のNATO広報資料ではカザフスタン以外にPAP-Tへの具体的な参加が確認できない⁽⁴¹⁾。しかしながら、PAP-Tが対テロ作戦という行動志向のしくみで

あることに着目すれば、現在NATO主導で実施されているアフガニスタンでのISAF作戦への協力や参加をベンチマークとすることができるだろう。ISAFへの協力という観点では、カザフスタンがISAF本体への参加を検討している他、永世中立政策をとるトルクメニスタン以外のすべての中央アジアのパートナー諸国がNATO部隊やNATO加盟国にISAFオペレーションに関連した国内軍事基地の使用を認めている。トルクメニスタンも領空の通過を認めている。以上から、対テロ作戦のための協働の枠組みとしてのパートナーシップという性格は、結果的に確保されていると言えるが、あくまでもアフガニスタンISAFという具体的なミッションのためのものであり、制度的に定着したものとなるかどうかは不透明である。

EAPC/PFPの中央アジア5カ国のうち、永世中立政策をとるトルクメニスタンを除く4カ国は、そのいずれもがロシア主導のCSTO加盟国であり、さらに同時に中露主導の上海協力機構（SCO: Shanghai Cooperation Organization）加盟国でもあるため、NATO加盟という「磁力」は今後とも及びにくいと思われる。しかし、アフガニスタンISAFに関する協力に見られるような実務的な関係は、ある程度、機能していると見られる。すなわち、欧州・大西洋災害対策調整センター（EADRCC: Euro-Atlantic Disaster Coordination Center）や、「平和と安全保障のための科学（SPS: Science for Peace and Security）」および広報活動である。EADRCCは1998年にロシアの提案によってEAPC枠内に創設されたもので、基本的にEAPC諸国における災害への対応に際して協力するものである⁽⁴²⁾。また、中央アジア諸国に関して最も顕著なSPSのプログラムは、バーチャル・シルク・ハイウェイ（Virtual Silk Highway）と呼ばれる衛星回線を活用した高速ネットワークの構築であり、2003年に完成したとされており、中央アジアのEAPCパートナーのすべてがこれに参加している。また、NATO・ロシア理事会（NRC: NATO-Russia Council）のイニシアチブで2005年に開始された対麻薬訓練のパイロットプロジェクトにも、中央アジアEAPC諸国のすべてが参加している。これに関連して、アフガニスタンと長い国境を有するタジキスタンはNATO・ロシア主導の下、既に200名の人員が国境管理に関する訓練を受けている⁽⁴³⁾。また、中央アジアのEAPC諸国の中では最もNATOとの関係構築が進んでいるカザフスタンにおいてさえ、冷戦期のNATOのイメージが払拭されておらず、NATO広報部とカザフスタン政府は、様々な広報活動を共同で実施している⁽⁴⁴⁾。付言すれば、上述の

SPSはNATO広報部の予算である⁽⁴⁵⁾。

また、2001年の9.11同時多発テロ後のNATOパートナーシップ政策には、従来のEAPC/PFPの枠組みとは全く別個の新たな側面がある。すなわち、いわゆる「グローバル・パートナーシップ」である。これは、2004年頃から検討が開始され、最終的に2006年のリガNATO首脳会議にて「コンタクト諸国」との関係強化として打ち出されたもので、主に日韓豪およびニュージーランドを対象国とし、基本的にはNATOがパートナーシップの枠内で提供している活動、いわゆる「パートナーシップ・ツールズ」⁽⁴⁶⁾のすべてにアクセス可能であるとされている。「グローバル・パートナーシップ」は主にアメリカ主導で構想されてきたものであるが、アメリカのNATO内における影響力のさらなる拡大、NATOのアメリカの活動のためのツール・ボックス化、(イスラム諸国を念頭に置いた)価値を共有しない国々との闘いの開始という「悪しき政治的メッセージ」を發出してしまう危険等を指摘するフランスとの対立により、機構化はもとより、「パートナーシップ」の用語を公式に用いることも合意できなかったとされている⁽⁴⁷⁾。

「グローバル・パートナーシップ」は、少なくとも現時点において、明らかにNATO拡大の文脈では捉えられないパートナーシップであり、従来型のEAPC/PFPとは一線を画すものである。NATOが「域外・外活動(Out-of-Out-of-Area Operations)」たるアフガニスタンでのISAFに乗り出したことを契機に構築されたもので、「NATOの軍事作戦に対する貢献の新たな供給源」⁽⁴⁸⁾であり、「軍事能力を有する国々を対象に、(...)民主主義の輸出ではなく、NATOへの支援を輸入」⁽⁴⁹⁾するものである。そしてこのような「支援」は、冷戦後の紛争が古典的な国家間戦争にとどまらないものとなりつつある現状において、政治的な有志連合を構築する上でも必要とされるものとなるだろう。

以上のように、冷戦後の主に旧東側諸国を対象とするNATOパートナーシップ政策は、冷戦直後期の暫定的なフォーラム的なものとして始まりつつ、かつ対象国の体制転換・定着と能力構築を通奏低音のように含みながら、NATOの域外活動の変遷やNATO拡大(もしくは旧西側諸国との関係強化)の「磁力」を主たる変数として拡充されてきた。特にNATO自体が欧州・大西洋地域における「なんでも」同盟たる地域的安全保障機構化を経て、9.11同時多発テロを契機にグローバルな「どこでも」同盟に舵を切ったことは、前者がNATO拡大の「磁力」

を最大限に活用できるものであったのに対しての后者の将来像の不確定性を際立たせるものとなっている。特に、欧州・大西洋地域に重層的に構築されている安全保障諸機構の「太陽系」において「冥王星」にも例えられるタジキスタンをはじめとする中央アジア諸国⁽⁵⁰⁾へのNATOの「引力」には限界があるばかりでなく、CSTOやSCOといった別の「太陽系」の「引力」も働いており、同時に冷戦期のイメージの残滓も払拭されていないため、NATOパートナーシップは、NATO拡大を視野に入れたいわば新機能主義的なものではなく、実務的な機能主義的なものにとどまっているのが現状である。

II NATO・中東関係

NATO・中東関係は、現在、地中海対話(MD: Mediterranean Dialogue)とICIの二層構造となっている。MDは、1994年12月のブリュッセルNATO外相理事会で打ち出され、現在ではアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モリタニア、モロッコおよびチュニジアの7カ国が参加している対話枠組みである。他方、ICIは2004年のイスタンブールNATO首脳会議でMD創設10周年とあわせて基本的にGCC諸国を対象として打ち出されたものであり、現在の参加国はバーレーン、カタール、クウェートおよびアラブ首長国連邦(UAE: United Arab Emirates)のGCC4カ国である⁽⁵¹⁾。

MDは、創設以来、緩やかな対話枠組みにとどまっていたが、2001年の9.11アメリカ同時多発テロを契機に再活性化が図られている。この「ルネサンス」???の端緒は2002年4月のロバートソンNATO事務総長演説であり⁽⁵²⁾、2002年11月のプラハNATO首脳会議宣言での地中海地域への言及を経て、2004年6月のイスタンブールNATO首脳会議にてICI創設とともにMDのパートナーシップ化が決定された。その具体像は同時に發出された政策文書「『地中海対話』のための、より野心的かつ拡大された枠組み(A more Ambitious and Expanded Framework for the Mediterranean Dialogue)」に詳述されている。

MDとICIが理論的には同一の地域を対象としながら、二本立てとなっていることに関しては、その背景に米欧間の相違があったことが指摘されている。中東への関与に関しては、2001年の9.11同時多発テロと2003年3月の米主導の多国籍軍によるイラク軍事介入を経て、2004年初頭より関係者による言及が活発化し、最終的には2004年6月8-10日のアメリカにおけるシー・アイランドG8首脳

会合にて「拡大中東及び北アフリカとの前進と共通の未来に向けたパートナーシップ(Partnership for Progress and a Common Future with the Region of the Broader Middle East and North Africa)」として結実したものである。その過程では、アメリカ政府当局側では2004年1月20日の年頭教書以来言及が増加し、欧州側では同年2月7日のミュンヘン安全保障会議でのドイツのフィッシャー外相の演説が最初の反応であったとされる⁽⁵³⁾。詳細な日付は不明であるが、2月末から3月初頭にかけて、仏独両国は共同で「中東との共通の未来のための戦略的パートナーシップ(Partnariat stratégique pour un avenir commun avec le Moyen-Orient: A Strategic Partnership for a Common Future with the Middle East)」という文書を発出し⁽⁵⁴⁾、ほぼ同時期、米英共同提案としてICIが発出されている⁽⁵⁵⁾。前者は同年6月19日の欧州理事会にて採択された「地中海及び中東とのEU戦略的パートナーシップ(EU Strategic Partnership with the Mediterranean and the Middle East)」⁽⁵⁶⁾につながっていき、後者は同年6月28-29日のNATOイスタンブール首脳会議での採択へとつながっていった。この過程で、仏独両国はアメリカ提案が対象国に「レシピ」を示す傾向があることに懸念を示し⁽⁵⁷⁾、フィッシャー独外相はNATOの地中海対話とEUのバルセロナ・プロセスとの連携を訴えた⁽⁵⁸⁾。また、フラッティエーニ外相はフィッシャー演説に賛意を示しつつ、NATO・EU間の連携について公式なものとしなことを訴えた⁽⁵⁹⁾。NATOとEUの提供する枠組みを分離しておくことに関しては、仏独共同提案の中でも主張されていたとされる⁽⁶⁰⁾。また、フランスもMDの自律性の維持とアメリカの影響力の限定にこだわり、MD対象国の側も既に獲得済であるMD参加国という地位を失うことを恐れたとされる⁽⁶¹⁾。これらの指摘は、すべてがMDとICIが二本立てになったこと、あるいはMDをICIに包含しなかったことを、明快に説明しようと考えられる。

MDとICIについて、その内容的な相違についてみると、MDの方がICIよりも古典的なPFPに類似していることがわかる。まず、共通点についてみると、防衛改革支援、軍軍協力と「適切な場合には(as appropriate)」PFPツールの活用などといった両枠組みの主たる内容は、ほぼ同一である。しかしながら、MDでは「パートナーシップ」の用語が明確に用いられているとともに、EADRCCやモンスにあるNATO欧州連合軍最高司令部(SHAPE: Supreme Headquarters Allied Power Europe)内のパートナーシップ調整班(PCC: Partnership Coordination Cell)への人員配置が言及されている等、より古典的なPFPのあり方への準拠が

見られる。また、自己差別化による参加が規定されている点も、PFPにおけるIPPを想起させる。グローバル・パートナーシップ問題についてふれたように、NATOにおいては「パートナーシップ」の用語の使用は一定の関与の度合いを意味するものとも考えられる。付言すれば、上述のようにパートナーシップ・ツールの活用について「適切な場合には」という但し書きは共通であるが、ICIの場合には、それにさらに「ケース・バイ・ケースで」との記述が重ねられており、関与の度合いの差異が読み取れるものとなっている。さらに、ICIでは、第三項eにて、ICIへの参加がNATO/EAPC/PFPへの参加や、安全の保証(security guarantees)につながるものではないとクギがさされているが、これもMDにはない表現である。

ICIについて、MDにない特徴的な表現としては、「グローバル」な関心と、「テラレーメード」型協力への言及がある。MDは、その目的として、第4項に「総体としての目的は地域的な安全と安定への貢献にある(overall aim will be to contribute towards regional security and stability)」とあるのに対し、ICIでは第1項にて「長期的なグローバルおよび地域的な安全と安定への貢献(contribute to long-term global and regional security and stability)」が謳われているのである。また、ICIでは第7項aにて、防衛改革等へのNATOの貢献について、「テラレーメード」型への言及が見られるが、これはMAP以降、PAP-Tなどに見られる特徴的な表現であり、自己差別化型とは明確に一線を画すものである。ICIは、NATO/EAPC/PFPとの峻別に見られるように、明らかにNATO加盟の「磁力」を排除したものであるので、その点ではMAPではなくPAP-T以降のパートナーシップの文脈に準拠したものであると言える。

以上のように詳細に観察すると、MDとICIは、ともにEAPC/PFPの枠外に置かれながら、MDが古典的なEAPC/PFPに準拠し、ICIがPAP-T以降のグローバル行動志向型のパートナーシップに準拠していることがわかる。ICIは、いわば加盟なき、協力輸入型の辺縁パートナーシップである。EAPC/PFP枠内での中央アジア諸国が類推される関係のあり方であるが、それでも中央アジア諸国がNATOとの関係の実績を積み上げているのはアフガニスタンISAFでの協力があるとする、MD/ICIは何を協力の推進力とすべきなのであろうか。

NATOがMD諸国の参加を視野に入れている活動としては、地中海での“Operation Active Endeavour(OAE)”がある。OAEは、2001年の9.11アメリカ同時多

発テロ直後に実施されたNATOの8つの対応のうちのひとつであったNATO常設地中海艦隊 (STANAVFORMED: Standing Naval Force Mediterranean) による東地中海海域の警戒行動を起源とし、同年10月から公式にOAEとして展開が開始された北大西洋条約第5条に基づくテロ対策である。また、2004年3月からはNACの決定に基づき、対象海域が地中海全域に拡大されている。2004年のイスタンブールNATO首脳会議ではOAEの強化が打ち出され、2006年以降はロシアやウクライナの艦船の参加が実施されている。MD参加国としては、イスラエルとモロッコがOAE参加に向けて交渉中であり、イスラエルは2008年1月から既にナポリのNATO海上部門[MK2]司令部 (CC-Mar Naples: Allied Maritime Component Command Naples) に連絡将校を派遣済みである⁽⁶²⁾。また、OAEに関し、MDおよびPFP参加国との「緊密な協力と情報共有 (closer cooperation and information sharing)」⁽⁶³⁾が謳われている⁽⁶⁴⁾。この他、ヨルダンもNATO主導のアフガンISAFに派兵している。

他方、ICI参加国に関しては、その参加を視野に入れている活動の存在は不明である。ただし、UAEは、1999年に展開開始されたコソボにおけるNATO主導の平和維持部隊であるKFORに、その当初からNATO非加盟国としてはロシアと並んで派兵しており、それ以前のボスニア紛争においても人道支援を展開していた⁽⁶⁵⁾。また、少なくとも2008年3月以降、アフガンISAFにも派兵している⁽⁶⁶⁾。ICI諸国一般の参加の可能性を指摘できる活動としては、NATOのソマリア沖海賊対策作戦がある。NATO加盟国でもあるフランス、デンマーク、オランダおよびカナダは、ソマリアへの世界食糧計画 (WFP: World Food Programme) による食糧支援のエスコートとして2007年11月より同海域への展開を開始し、2008年9月25日の国連事務総長からNATO事務総長への支援要請の書簡を受け、同年10月9日のNATO国防相会合での合意を経て、EU部隊が展開開始するまでの「繋ぎ」として、NATOの第2NRF常設艦隊 (SNMG-2: Standing NRF Maritime Group 2) が中心となって“Operation Allied Provider”を展開開始した⁽⁶⁷⁾。EUが“EU NAVFOR Somalia”の枠内で“Operation Atalanta”の展開を開始したのは同年12月8日であり⁽⁶⁸⁾、これに伴って“Operation Allied Provider”は同年12月12日に任務を完了している⁽⁶⁹⁾。しかしながら、海賊行為の激化に伴い、2009年3月13日から第1NRF常設艦隊 (SNMG-1)⁽⁷⁰⁾が“Operation Allied Protector”を展開開始した⁽⁷¹⁾。同年6月29日からは、任務はSNMG-2に引き継がれている。“Operation Allied

Protector”は急遽決定されたもので、本来は“Operation Pearl”としてSNMG-1がインド洋沿岸諸国を經由してシンガポールおよびオーストラリア (パース) を歴訪する予定であったとされる⁽⁷²⁾。“Operation Allied Protector”に変更されてからも“Operation Pearl”の内容は一部引き継がれ、SNMG-1はジブチを經由してパキスタンのカラチまでは訪問したが、最終的にSNMG-1はそこからソマリア沖海域に引き返している。また、2008年11月には最初のICI演習が海賊対策をテーマにGCC諸国との間で実施される予定である旨報じられた⁽⁷³⁾。以上のように、“Operation Allied Protector”はICI参加国に近い海域で実施されており、また同作戦とは別個ではあるが、NATOとして海軍部隊を媒介としてのインド洋海域における非NATO加盟国との協力関係の構築を視野に入れていると考えられることから、地中海におけるOAEのように、将来的なICI諸国の参加も考えられるだろう。

以上の他、MD/ICIが実績をあげている分野として、教育訓練がある。具体的には、2006年のリガNATO首脳会議で米伊およびノルウェーの提案によって⁽⁷⁴⁾NATO訓練協力イニシアチブ (TCI: NATO Training Cooperation Initiative) として打ち出されたもの⁽⁷⁵⁾で、第一段階としてPFPの訓練に関わる部分のMD/ICI諸国への開放や、ローマのNATO防衛大学 (NDC: NATO Defense College) への中東学科 (Middle East Faculty) の設置、第二段階としてMD/ICI諸国による安全保障協力センター (Security Cooperation Centre) の設置等がふれられている。関連して、ドイツのオーバーアマガウ (Oberammergau) のNATO学校 (NATO School) の活用や、OCCへのMD/ICI諸国の参加等も言及されている⁽⁷⁶⁾。さらに訓練・教育強化計画 (TEEP: Training and Education Enhancement Programme) の活用も言及されているが、これはOCCと並ぶ行動志向性の高いプログラムである。TEEPは、当初1999年のワシントンNATO 50周年記念首脳会議で創設されたものであり、当初より、PFPを「よりオペレーショナルに」するために設置したとされていたが⁽⁷⁷⁾、特に2002年のプラハNATO首脳会議にて、NATO変革の一環として共同統合任務部隊 (CJTF) 型オペレーションへのPFP諸国の対応や、中央アジアおよびコーカサス諸国との協力体制の構築を視野に入れたものとなったとされている。また、参加国は自己差別化によって参加するとされている⁽⁷⁸⁾。2009年8月現在、協力の第二段階たる現地安全保障協力センターもしくはそれに類する施設の設置はまだ見られないが、NDCには2007年からパイロットコース

として、そして2009年3月からは本格的に、NATO地域協力課程(NRCC: NATO Regional Cooperation Course)が設置されており、12カ国から19名の参加があるとされている⁽⁷⁹⁾。

以上のように、MDおよびICIへのNATOの関与に関して、民主化という側面が排除され、結果的に機能主義的とも言うべき実用的な協力関係に特化しているのは、対象諸国の民主化ないし米欧諸国の関与への根強い警戒感や反感があるためと考えられている⁽⁸⁰⁾。そもそも、MD/ICIがPFPから明確に峻別されている背景には、NATOの関与拡大への警戒とともに、PFPが強力かつ明確な民主原則を謳っているためでもある。特にGCC諸国においては、治安部門は主権の非常に重要な要素を構成しており、同諸国がこれまで70年もの間、イスラム革命から無縁でいられたのは同部門を慎重に管理してきたためであるとも指摘されている。同諸国の治安部門改革は国内的な勢力バランスを崩す恐れがあり、非効率的で透明性に欠ける防衛予算にも同諸国の権威の源泉となっているという現実があるとされる⁽⁸¹⁾。同時に、同諸国においてはNATOに代表される「西側」との政治的協力は「世論との衝突をもたらし、権威の失墜をもたらす」⁽⁸²⁾恐れがあるとされる。

おわりに

NATOは、そのパートナーシップ構築の出発点とも言えるPFP枠組文書第2項にて、「欧州・大西洋地域の安定と安全は、協力と共同行動(common action)を通じてのみ達成される」としていた。設立当初のPFPが視野に入れていたのは、基本的に欧州・大西洋地域のパートナー諸国を、NATO加盟という「磁力」によって地域的安全保障構築のパートナーとすることであった。しかし、2001年の9.11アメリカ同時多発テロ発生後のNATOのグローバル化の文脈の中で、「磁力」の及ばない中央アジア諸国に対してもPFP枠内で、共同行動を通じての関係構築を進めている。GCC諸国を中心とする中東諸国との関係構築においても、同様に「磁力」は働かず、あるいは働かせておらず、実際にその結果として実際の・協働的な関係構築が進められている。

NATO拡大の「磁力」を伴ったPFPによる安全保障共同体創設(あるいは拡大)の効果は好意的に評価されている。NATO加盟の要件として、近隣諸国との紛争の平和的解決や軍事部門の透明性の確保が求められ、さらにPARPを踏み台

としたNATOの多国間能力構築サイクルへの参加は関係諸国の軍事部門の「再国家化」への懸念を払拭した。しかしながら、NATO拡大の「磁力」が及ばない辺縁的PFP参加国である中央アジア諸国やMD/ICI参加国にはこのような効果は及んでいない。それでも、NATOとの関係構築を肯定的に評価することが出来るだろうか。

本稿は、中央アジア諸国やMD/ICI諸国に対しては、NATOのパートナーシップの一環としての「協働的安全保障(collaborative security)」とも呼ぶべき枠組みが構築されていると考える。この「協働的安全保障」が、ICI諸国を足がかりにして、最終的に中東地域に安全保障共同体もしくは予防外交レジームを構築しうるか否かは現時点で定かでない。しかしながら、NATO加盟国間に安全保障共同体が構築されていると考えるとき、そこに至る道のりには価値の共有とともに、集団防衛という共同の任務の遂行準備があったことは想起される必要がある。少なくとも、ICIを単純にPFPへの類推で捉え、その比較において否定的に評価することは間違いである、とだけは言える⁽⁸³⁾。

付記 本稿は、科学研究費補助金(基盤研究A)「湾岸産油国を中心とした中東における予防外交の可能性に関する研究」(課題番号19203009)の成果の一部である。

註

- (1) “Istanbul Cooperation Initiative,” NATO, June 28, 2004. なお、後述するようにNATOが公式に「パートナー」および「パートナーシップ」の用語を用いる際には特別の意味が込められており、ICIに関しては意図的に同用語を用いていないが、議論の簡素化のため、本稿ではNATOの対外関係枠組みに関して一般名詞的に同用語を用いる。
- (2) Matteo Legrenzi, “NATO in the Gulf: Who is doing whom a favor?” *Middle East Policy*, vol. 14, no. 1, Spring 2007.
- (3) 欧州・大西洋地域の安全保障共同体を中東地域に活用するという観点からは、NATOのような安全保障構造の中東地域への「移植」の可能性を探る議論も可能である。これについてはモーガンが説得力のある、しかしながら否定的な見解を表明している。それによれば、まず、欧州・大西洋的な安全保障構造は、重層的な構築物である。すなわち、基盤に参加国間の基本的な問題に関する広範な政治的コンセンサスがあり、第二に参加国間における政治的・軍事的透明性の確保があり、第三に先進的な多国間主義の台頭といった要素の積み重なった上に、欧州・大西洋的な安全保障構造は構築されているとする。これらの要点からは、民主制

という要素への言及は慎重に排除されているが、少なくとも政治的透明性については、「大半の加盟国の民主的性格が大いに貢献した」とされている。最終的に、NATOを中核とする欧州・大西洋型安全保障構造の中東地域への「移植」を検討することについて、モーガンは、「あまり有用と言えない(not very helpful)」と結論づけている。Patrik M. Morgan, “NATO and European Security: The Creative Use of an International Organization,” in Zeev Maoz, Emily B. Landau, and Tamar Malz, eds., *Building Regional Security in the Middle East: International, Regional and Domestic Influences* (London: Frank Cass Publishers, 2004), pp. 49-74.

- (4) 冷戦期NATOからグローバルNATOへの変容については、パキスタン地震救援活動を切り口にNATOの多機能化とグローバル化について論じた以下を参照されたい。鶴岡路人「NATO変革の中の災害救援 パキスタン地震救援活動と同盟変革の方向性」『国際安全保障』第34巻第3号(2006年12月)93-118頁。また、同盟終焉論の整理と冷戦後の各種NATOオペレーションの展開についてまとめた以下の論文も有益である。吉崎知典『同盟の終焉』論をめぐって NATOの事例を中心に』『防衛研究所紀要』第10巻第3号(2008年3月)23-45頁。
- (5) 1951年のトルコのNATO加盟に伴って変更された現在の6条における5条発動をもたらず武力攻撃の対象に関する規定は以下の通りである。なお、アルジェリアに関する規定は現在適用を停止されている。1. on the territory of any of the Parties in Europe or North America, on the Algerian Departments of France, on the territory of Turkey or on the islands under the jurisdiction of any of the Parties in the North Atlantic area north of the Tropic of Cancer; 2. on the forces, vessels, or aircraft of any of the Parties, when in or over these territories or any other area in Europe in which occupation forces of any of the Parties were stationed on the date when the Treaty entered into force or the Mediterranean Sea or the North Atlantic area north of the Tropic of Cancer.
- (6) 詳細については以下を参照。小林正英「NATO『非五条』任務確立の道程とその意味」『法学政治学論究』第48号(2001年春季号)1-34頁。
- (7) “The Alliance’s New Strategic Concept,” NATO, November 7, 1991.
- (8) “The Alliance’s Strategic Concept,” NATO, April 24, 1999.
- (9) “Comprehensive Political Guidance,” NATO, November 29, 2006.
- (10) “Prague Summit Declaration,” NATO, November 21, 2002.
- (11) ブラハNATO首脳会議宣言での該当の文言は以下の通りである。“(...) the challenges to the security of our forces, populations and territory, from wherever they may come,” in *ibid.*, para. 3.
- (12) このような、少なくとも戦略概念およびそれに準ずる文書における峻別の背景には、米欧間の駆け引きがあったとされる。1990年代に総体としてのNATOのミッションを5条任務に、そして2000年代にNATOのミッションを欧州・大西洋地域における5条任務に、それぞれ限定しようとしたフランスの主張に関しては、以下を参照されたい。広瀬佳一「NATO軍事機構の『欧州化』と米欧関係」『国際安全保障』第34巻第3号(2006年12月)76-77頁および鶴岡「NATO変革」108-109、111-112頁。以下も参照。David Yost, *NATO Transformed: The Alliance’s New Roles in*

International Security (Washington D.C.: United States Institute of Peace Press, 1998), p. 202. および Julianne Smith (Principal Author), *Transforming NATO(...again), A Primer for NATO Summit in Riga 2006* (Washington D.C.: Center for Strategic Studies and International Studies, 2006), p. 22 <http://www.csis.org/media/csip/pubs/061114_nato_primer.pdf>, accessed on August 6, 2009.

- (13) “Background Briefing by NATO Secretary General, Jaap de Hoop Scheffer on the upcoming Ministerial Meeting in Sofia, Bulgaria,” NATO, April 25, 2005. 引用は、鶴岡「NATO変革」111頁。
- (14) “London Declaration On A Transformed North Atlantic Alliance,” NATO, July 5-6, 1990.
- (15) “Rome Declaration on Peace and Cooperation,” NATO, November 8, 1991.
- (16) *Ibid.*, para. 12.
- (17) “The President’s news conference with Visegrad Leaders in Prague,” William J. Clinton, January 12, 1994.
- (18) Celeste Wallander, “Institutional Assets and Capability: NATO after the Cold War,” *International Organization*, vol. 54, no. 4, Autumn 2000, p. 721.
- (19) Wallander, “Institutional Assets,” p. 730.
- (20) Gerald B. Solomon, *The NATO Enlargement Debate, 1990-1997* (Washington D.C.: The Center for Strategic and International Studies, 1998), p. 47.
- (21) Holger Mölder, “NATO’s Role in the Post-Modern European Security Environment, Cooperative Security and the Experience of the Baltic Region,” *Baltic Security and Defence Review*, vol. 8, 2006, p. 23
- (22) “Study on NATO Enlargement,” NATO, September, 1995.
- (23) マドリッドNATO首脳会議終了後のソラナNATO事務総長の記者会見での発言。小林正英「NATOの東方拡大 新しい、ダイナミックな『可変翼』NATOへ」『外交時報』1998年3月号、40頁。
- (24) “Madrid Declaration on Euro-Atlantic Security and Cooperation,” NATO, July 8, 1997, para. 8.
- (25) “An Alliance for 21st Century,” NATO, April 24, 1999.
- (26) “Prague Summit Declaration,” NATO, November 21, 2002.
- (27) “Riga Summit Declaration,” NATO, November 29, 2006.
- (28) Jos Boonstra, “NATO’s Role in Democratic Reform,” *Working Paper*, vol. 38 (Madrid: Fundación para las Relaciones Internacionales y el Diálogo Exterior, 2007), pp. 6-7; and Alexander Vinnikov, “NATO and Central Asia: Security, interests and values in a strategic region,” *Security and Human Rights*, no. 1, 2009, pp. 79-81.
- (29) Igor Munteanu, “Privileged by EU/NATO neighbourhoods: Moldova’s commitments towards integration,” *South-East Europe Review*, no. 2, 2006, pp. 129-140.
- (30) “Information on Azerbaijan-NATO cooperation,” Ministry of Foreign Affairs, Republic of Azerbaijan <http://www.mfa.gov.az/eng/index.php?option=com_content&task=view&id=263&Itemid=1>, accessed on July 18, 2009.
- (31) Alberto Priego, “The Emergence of Southern Caucasus as the Cornerstone in the Greater

- Middle East,” *Revista Electronica de Estudios Internacionales*, no. 13, 2007, p. 4 <[http://www.reei.org/reei%2013/A.Priego\(reei13\).pdf](http://www.reei.org/reei%2013/A.Priego(reei13).pdf)>, accessed on August 8, 2009.
- (32) Ibid., p.13.
- (33) Ibid., p.14.
- (34) Priego, “NATO cooperation towards South Caucasus,” *Caucasian Review of International Affairs*, vol. 2, no. 1 (Winter 2008), p. 55.
- (35) Priego, “The Emergence,” p. 14.
- (36) “Partnership Action Plan on Defence Institution Building (PAP-DIB),” NATO, June 7, 2004.
- (37) Boonstra, “Democratic Reform,” p. 9.
- (38) “Partnership Action Plan against Terrorism,” EAPC, November 22, 2002.
- (39) “Partnership Action Plan against Terrorism,” 16.5.3 [? ? ?](#).
- (40) Vinnikov, “Central Asia,” p. 75; and “Partners in Central Asia (NATO Backgrounder),” NATO, November 2007 <http://www.nato.int/ebookshop/backgrounder/partners_central_asia/partners_central_asia-e.pdf>, accessed on August 8, 2009. 前者の著者はNATO事務総長コーカサス・中央アジア特別代表顧問であり、両資料における文言は同一である。
- (41) “NATO’s Relations with Kazakhstan,” NATO <<http://www.nato.int/issues/nato-kazakhstan/>>; “NATO’s Relations with Uzbekistan,” NATO <<http://www.nato.int/issues/nato-uzbekistan/>>; “NATO’s Relations with Tajikistan,” NATO <<http://www.nato.int/issues/nato-tajikistan/>>; “NATO’s Relations with Turkmenistan,” NATO <<http://www.nato.int/issues/nato-turkmenistan/>>; “NATO’s Relations with Kyrgyz Republic,” NATO <<http://www.nato.int/issues/nato-kyrgyzstan/>>, accessed on July 31, 2009.
- (42) EADRCCについては、Robert E. Hunter and Sergey M. Rogov, *Engaging Russia as Partner and Participant, The Next Stage of NATO-Russia Relations* (New York: The RAND Cooperation and the Foundation for East-West Bridges of Moscow, 2004), pp. 12-13. および鶴岡「NATO変革」。
- (43) Vinnikov, “NATO and Central Asia,” p. 74. 対麻薬プロジェクトは、国連薬物犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime) との共同プロジェクトである。
- (44) Ibid., p. 78.
- (45) Boonstra, *Democratic Reform*, p. 13.
- (46) パートナシップ・ツールの全体像については、以下を参照。Susan Pond, “Understanding the PFP Tool Kit,” *NATO Review*, no. 1, 2004.
- (47) 福田毅「冷戦後のNATOのパートナーシップ政策の発展 日本とNATOの協力拡大を見据えて」『レファレンス』2007年6月号、110-111頁。
- (48) 同上、108頁。
- (49) Heinz Kamp, “‘Global Partnership’: New Conflict Within NATO?” *Analysis and Arguments*, no. 29 (Konrad-Adenauer Stiftung, 2006).
- (50) Strobe Talbott, “From Prague to Baghdad: NATO at Risk,” *Foreign Affairs*, vol. 81, no. 6, November/December 2002, p. 51.
- (51) GCCには、他にサウジアラビアとオマーンも加盟している。GCCに関しては以下を参照。細井長「湾岸協力会議 (GCC) の形成と発展」『立命館経営学』第40巻第3号 (2001年9月) 137-158頁。
- (52) 「ルネサンス」の表現を含め、以下を参照。佐瀬昌盛「NATOと中東 (上)」『海外事情』2005年7/8月号、56-59頁。
- (53) Gunther Hauser, “The Mediterranean Dialogue - A Transatlantic Approach,” *Arbeitspapiere zur Internationalen Politik und Aussenpolitik*, no. 2 (Lehrstuhl für Internationale Politik, Universität zu Köln, 2005), p. 48; and “Speech on 40th Munich Conference on Security Policy,” Joschka Fischer, February 7, 2004.
- (54) “Paris et Berlin se mettent d’accord sur une réponse au plan américaine de <<Grand Moyen-Orient>>,” *Le Monde*, March 4, 2004.
- (55) “Address by the Italian Minister of Foreign Affairs H. E. Franco Frattini,” NATO North Atlantic Council, March 3, 2004.
- (56) *Final Report on an EU Strategic Partnership with the Mediterranean and the Middle East*, approved by the European Council in June 2004.
- (57) *Le Monde*, March 4, 2004.
- (58) Fischer, “Munich Conference.”
- (59) “Address by Italian Minister of Foreign Affairs.”
- (60) *Le Monde*, March 4, 2004.
- (61) Thomas Papenroth, “Eine neue Rolle der NATO in der Mittermerregion? Diskussionspapier,” *FG3-DP02*, April 2005, Berlin. 引用は佐瀬昌盛「NATOと中東 (下)」『海外事情』2005年9月号、77頁。
- (62) “Operation Active Endeavour,” Allied Maritime Component Command Naples, NATO <http://www.afsouth.nato.int/JFCN_Operations/ActiveEndeavour/Endeavour.htm>, accessed on August 6, 2009.
- (63) Ibid.
- (64) その他の非NATO加盟国としては、グルジアもOAE参加に向けて協議中であるとされる。
- (65) Michael Jackson, “KFOR: Providing security for building a better future for Kosovo,” *NATO Review*, vol. 47, no. 3, Autumn 1999, pp. 16-19; and Peter Hellyer, “The Evolution of UAE Foreign Policy,” Ibrahim Al Abed and Peter Hellyer eds., United Arab Emirates (London, Trident Press, 2001), p. 177.
- (66) “Muslim troops help Afghan minds,” *BBC*, March 28, 2008 <http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/7318731.stm>, accessed on August 10, 2009.
- (67) “Operation Allied Provider,” Allied Maritime Component Command Naples, December 12, 2008 <http://www.afsouth.nato.int/organization/CC_MAR_Naples/operations/allied_provider/background.html#FACTS>, accessed on August 8, 2009. なお、SNMG2は同時期にICI諸国訪問および同諸国との通過演習 (PASSEX) を実施予定であったとされる。

- (68) “Acts adopted under Title V of the EU Treaty, Council Decision 2008/918/CFSP of 8 December 2008 on the launch of a European Union military operation to contribute to the deterrence, prevention and repression of acts of piracy and armed robbery off the Somali coast (Atalanta),” *Official Journal of the European Union*, December 9, 2008; and “Acts adopted under Title V of the EU Treaty, Council Decision 2008/851/CFSP of 10 November 2008 on a European Union military operation to contribute to the deterrence, prevention and repression of acts of piracy and armed robbery off the Somali coast,” *Official Journal of the European Union*, November 12, 2008.
- (69) “Successful completion of NATO mission Operation Allied Provider,” Supreme Headquarters Allied Power Europe (NATO), December 12, 2008 <<http://www.nato.int/shape/news/2008/12/081212a.html>>, accessed on August 8, 2009.
- (70) 2005年1月より、従来のNATO常設艦隊は名称を変更されてNATO即応部隊(NRF: NATO Response Force)の一部とされた。NATO常設大西洋艦隊(STANAVFORLANT: Standing Naval Force Atlantic)およびNATO常設地中海艦隊(STANAVFORMED)はそれぞれ第1NRF常設艦隊(SNMG-1: Standing NRF Maritime Group 1)および第2NRF常設艦隊(SNMG-2)とされた。“Renaming of NATO Standing Naval Forces,” Supreme Headquarter Allied Power Europe, January 5, 2005 <<http://www.nato.int/shape/news/2005/i050105a.htm>>, accessed on August 8, 2009.
- (71) “NATO resumes anti-piracy operations,” Supreme Headquarters Allied Power Europe (NATO), December 12, 2008 <http://www.manw.nato.int/pdf/news_release_op_allied_protector.pdf>, accessed on August 8, 2009.
- (72) “Operation Pearl,” The Standing NRF Maritime Group 1 <http://www.snmgl.nato.int/SNMG1_ficheiros/Page2450.htm>, accessed on August 8, 2009.
- (73) “Standing NATO Maritime Group visits Kuwait,” CC-Mar News Release 29, October 30, 2008 <http://www.afsouth.nato.int/organization/CC_MAR_Naples/PressReleases/CC-MAR/pressreleases08/NR_30_08.html>, accessed on August 7, 2009.; and *European Diplomacy and Defence*, no. 173, November 4, 2008.
- (74) Smith, *Transforming NATO (...again)*, pp. 22-23. TCI創設に関しては、これをNATOのミッションとして打ち出すべきか否かについて、TCI主導国の米伊およびノルウェーと、NATOの任務を集団防衛を中心とするものに限定したいフランスなどとの間に議論があったとされている。また、後述の安全保障協力センター設立に関しては、同時点で既に利用されていなかった米中央軍の施設が想定されていたとされる。
- (75) “Riga Summit Declaration,” NATO, November 29, 2006, para. 17.
- (76) Fritz Rademacher, “The NATO Training Initiative,” *NATO Review*, Spring 2007.
- (77) “Alliance for the 21st Century, Washington Summit Communiqué Issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Washington D.C.,” NATO, April 24, 1999, para. 25.
- (78) Jean d’Andurain, *Training & Education Enhancement Programme (TEEP): Current Status and Way Ahead of Advanced Distributed Learning (ADL) & Simulation Portion*

- (Paper presented at the MSG-022/SY-003 Conference on “C3I and M&S Interoperability,” held in Antalya, Turkey, 9-10 October 2003, and published in RTO-MP-MSG-022) <<ftp://ftp.rta.nato.int/PubFullText/RTO/.../MP-MSG-022-04.pdf>>, accessed on August 8, 2009.
- (79) *NATO Regional Cooperation Course* <<http://www.ndc.nato.int/education/courses.php?icode=10>>, accessed on August 7, 2009.
- (80) また、中東地域における民主国家であるイスラエルへの不信も背景にある。
- (81) Ana Echagüe, “The European Union and the Gulf Cooperation Council,” *Working Paper 39* (Madrid: Fundación para las Relaciones Internacionales y el Diálogo Exterior, 2007), p. 16.
- (82) Roberto Aliboni, “Europe’s Role in the Gulf: A Transatlantic Perspective (paper presented at the seminar on ‘EU-Gulf Relations: Enhancing Economic, Political and Security Cooperation’ in cooperation with the Gulf Research Center, Rome, 26 November 2005),” *Documenti IAI* (Rome: Istituto Affari Internazionali, 2005), p. 8 <<http://www.iai.it/pdf/DocIAI/iai0532.pdf>>, accessed on August 7, 2009.
- (83) Legrenzi, “NATO in the Gulf.”